

平成 25 年 3 月 13 日	第 160 回理事会承認
平成 25 年 9 月 11 日	第 164 回理事会改訂
平成 29 年 8 月 24 日	第 188 回理事会改訂
平成 30 年 5 月 9 日	第 191 回理事会改訂
令和元年 5 月 9 日	第 197 回理事会改訂

一般社団法人プラズマ・核融合学会 細則

第1条(入会)

定款第 5 条に規定する、一般社団法人プラズマ・核融合学会(以下本会という。)の会員になるには、定款第 7 条に基づき所定の入会申込書を提出しなければならない。会員の種別ごとの入会にかかる手続きは別に定める。

第2条(入会金)

定款第 8 条第 1 項に定める入会金は次のとおりとする。

正会員 1,000 円

2. 名誉会員、学生会員、賛助会員、及び特別会員は、入会金を要しない。
3. 会員種別を変更する場合には、入会金を要しない。

第3条(種別変更)

会員の種別を変更する必要がある場合は、速やかに別に定める手続きを行わなければならない。

第4条(会費)

定款第 8 条第 1 項に定める一年間の会費は、別に定める。

2. 既納の入会金、及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。
3. 会費には、会誌購読料が含まれる。会員の会費納入によるその他の権利については別に定める。

第5条(会費の納入)

会費は、毎年 4 月から翌 3 月に至る 1 年分を、指定された期日までに完納しなければならない。年度半期経過後に入会する場合は、本人の希望により、初年度のみ、会費を半額にすることができる。

2. 会費の納入免除、あるいは優遇措置については別に定める。

第6条(会費滞納による会員資格喪失と復会)

定款第 11 条第 1 項による会員資格の喪失は、以下による。

個人会員(正会員、学生会員)は、当該年度末までに会費が納入されない場合、別に定める期間を経たのち、理事会の議決を経て、会員の資格を喪失する。会費が滞納されてから資格喪失となるまでの期間の会員の権利は別に定める。

2. 第 1 項により資格を喪失した者は、別に定める費用を支払ったうえで復会すること

ができる。

第7条(休会)

個人会員から休会の申し入れがあった場合は、その理由の妥当性を常務理事が判断した上で、認めることとする。ただし、休会期間は最長2年とする。休会中の会員の権利は、別に定める。

2. 賛助会員から休会の申し入れがあった場合は、その理由の妥当性を理事会で判断した上で、認めることとする。ただし、休会期間は最長2年とする。休会中の賛助会員の権利は、別に定める。

第8条(年会)

本会は、年に1回年会を開催する。年会開催に関する具体的な手順は、別に定める。

第9条(会誌)

本会は、学会誌として「プラズマ・核融合学会誌」を毎月一定の日に発行する。「プラズマ・核融合学会誌」には総合報告、解説、本会の事業諸報告、その他会員の参考となる事項を掲載する。

2. 本会は、英文論文誌「Plasma and Fusion Research」を発行する。

3. 本会は、会員に対して、学会誌を配布する。

第10条(役員を選出)

定款第27条第1項に定める役員は、別に定める役員を選任内規に基づき選出する。

第11条(代議員を選出)

定款第6条第1項に定める代議員は、別に定める代議員選出に関する内規に基づき選出する。

第12条(理事の職務)

会長、副会長、常務理事、総務理事、財務理事、編集理事、広報理事、年会運営理事、企画理事、推薦理事、研究部会連絡理事の主管事項は、別に定める。

2. 理事は、主管事項のうち、他の理事の担当事項に関連ある事項を処理するに当たっては、当該理事と合議の上決定しなければならない。

3. 理事は、下記委員会を所管し、原則として委員長ならびに副委員長等に就任する。各委員会を担当する理事は理事会で定める。

1. 総務理事:総務委員会
2. 財務理事:財務委員会
3. 編集理事:編集委員会
4. 広報理事:広報委員会
5. 年会運営理事:年会運営委員会
6. 企画理事:企画委員会
7. 推薦理事:推薦委員会
8. 研究部会連絡理事:研究部会連絡委員会

4. 委員会等を担当する副会長または理事は、委員会等に対し理事会の方針を連絡するとともに、委員会等の審議事項を必要に応じて理事会に報告しなければならない。

第 13 条（支部）

定款第 51 条に基づく支部の設置および運営に関する規定は、別に定める。

第 14 条（領域）

プラズマ・核融合学会に次の四つの領域を置く。

- (1) 基礎 (2) 応用 (3) 核融合プラズマ (4) 核融合炉工学
2. 各領域に領域委員会を置き、領域の運営に必要な事項の審議を行う。領域委員会の組織、任務、運営については、別に定める。

第 15 条（事務局の組織）

事務局に事務局長および職員として事務局次長、事務員をおく。

2. 事務局の分掌事務は、別に定める。
3. 職員の任免は、会長が行う。

附則

1. この規定は、平成 24 年 4 月 1 日に遡って施行する。
2. この規定の改訂には、理事会の承認を要する。